

事務事業評価シート (評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	特別障害者手当等給付事業					②事業番号	4602
③事業類型	1. 法上(必須)事業			④開始年度	昭和 61 年度	⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	○ 要綱	○ 計画等	○ その他	法令等の名称: 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
⑦実施手法	○ 直営	○ 全部委託	○ 一部委託	○ 補助・負担	○ その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	1	目	8	細目 3
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	障害福祉課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

[1]事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 身体又は精神に著しく重度で日常生活において常時特別の介護を要する在宅の障害者(児)	① 特別障害者手当等受給者	人
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
20歳以上の常時特別な介護及び20歳未満の常時介護を必要とする在宅の方からの申請に基づき認定事務を行い、特別障害者手当月額26,810円、障害児福祉手当・経過福祉手当14,580円の手当(額の改定あり)を支給する。2、5、8、11月に前月までの3カ月分を支給する。	① 特別障害者手当受給決定者数	人
	② 障害児福祉手当受給決定者数	人
	③ 経過福祉手当受給決定者数	人
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
常時介護を要する在宅の障害者(児)の所得保障により経済的負担の軽減を図る。	① 特別障害者手当延べ受給者数	人
	① 計算式	
	② 障害児福祉手当延べ受給者数	人
	② 計算式	
	③ 経過福祉手当延べ受給者数	人
	③ 計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
常時介護を要する在宅の障害者(児)の所得保障により経済的負担の軽減し、生活支援を図る。	政策(章)	2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	3: みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中	3: 障害福祉の充実
	施策小	3: 福祉サービスの充実

[2]各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2 目標	
対象指標①	特別障害者手当等受給者	人	128	126	128	—	—	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	特別障害者手当受給決定者数	人	13	3	11	—	—	
活動指標②	障害児福祉手当受給決定者数	人	5	4	6	—	—	—
活動指標③	経過福祉手当受給決定者数	人	0	0	0	—	—	
成果指標①	特別障害者手当延べ受給者数	人	1,014	1,046	1,023	—	—	
成果指標②	障害児福祉手当延べ受給者数	人	444	428	422	—	—	事業費などの推移における 特殊要因などの説明
成果指標③	経過福祉手当延べ受給者数	人	60	60	60	—	—	
事業費	投入人員	人	0.23	0.23	0.17	0.23		
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	1,847	1,847	1,378	1,865		—
	直接事業費	千円	34,549	35,177	34,628	36,188		
	総事業費	千円	36,396	37,024	36,006	38,053		
財源内訳	国庫支出金	千円	25,889	26,373	25,914	27,096		—
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	10,507	10,651	10,092	10,957		

[3]事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行による。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	在宅障害者(児)の障害の重度化や障害者手帳所持者の増加により、今後も増加傾向にある。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	所得保障により経済的負担を軽減することで生活支援が図られている。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により市が実施。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定されている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定されているため、休止・廃止はできない。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	常時介護を要する在宅の障害者(児)の所得保障により生活が支えられている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	市ホームページや広報による制度周知により、現状を維持する。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できますか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	電子システムによる支給管理等、すでに事業改善を図っている。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	金銭の支給事業のため受益者負担は馴染まない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	障害者手帳所持者の増加により今後も増加傾向にある。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 ↓ (年まで)	エ. 休止 ↓ (年から)	オ. 廃止 ↓ (年から)
	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など		—			
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—			